

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>北 大 阪 高 等 職 業 技 術 専 門 校</p>	<p>下記の契約について、長期継続契約を締結しようとするときは、当該契約中に「翌年度以降において歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けなければならないが、当該条項を設けずに契約を締結していた。</p> <p>また、契約金額は、契約総額及び各年度の契約金額を記載しなければならないが、各年度の契約金額を記載していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="382 682 1323 961"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>契約日</th> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> <th>各年度支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立 北大阪高 等職業技 術専門校 害虫駆除 業務</td> <td>平成30年 4月2日</td> <td>平成30年4月 1日から 令和3年3月 31日まで</td> <td>979,500円</td> <td>平成30年度 324,000円 令和元年度 325,500円 令和2年度 330,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	契約日	契約期間	契約金額	各年度支払額	大阪府立 北大阪高 等職業技 術専門校 害虫駆除 業務	平成30年 4月2日	平成30年4月 1日から 令和3年3月 31日まで	979,500円	平成30年度 324,000円 令和元年度 325,500円 令和2年度 330,000円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】 (長期継続契約) 第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (長期継続契約を締結することができる契約) 第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。</p> <p>【大阪府長期継続契約に関する条例】 (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>【大阪府長期継続契約に関する条例の運用】 3 契約内容 (1)契約金額は、契約総額及び各年度の契約金額を記載すること(単価契約を除く)。 (3)長期継続契約は、債務負担行為を設定せずに、翌年度以降長期にわたって契約を締結できる制度であり、各年度における当該経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないことから、当該契約中に、「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けること。</p>	<p>本事案は、所属における大阪府長期継続契約に関する条例の運用の確認不足により、契約書において条項や記載事項の漏れが生じていたものである。</p> <p>再発防止のため、令和3年1月29日、総務課長から課員へ、「大阪府長期継続契約に関する条例の運用の改正について(通知)」を手交し改めて確認するよう指示し、事務手続の周知徹底を図った。</p> <p>今後の事務手続に当たっては、所属で事務執行に関する規定等をその都度十分に確認する。</p> <p>なお、本事案については、以降単年度契約として契約を締結することとした。</p>
契約件名	契約日	契約期間	契約金額	各年度支払額									
大阪府立 北大阪高 等職業技 術専門校 害虫駆除 業務	平成30年 4月2日	平成30年4月 1日から 令和3年3月 31日まで	979,500円	平成30年度 324,000円 令和元年度 325,500円 令和2年度 330,000円									

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年10月1日から令和3年1月29日まで)